

平成 25 年 5 月 28 日

全国重症心身障害児(者)を守る会  
各支部長 様  
各運動推進委員 様  
各ブロック事務局長 様  
各法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会  
会 長 北浦 雅子

「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等  
の一部を改正する法律」について（情報提供）

平成 25 年 5 月 27 日の参議院本会議において、上記表題の法律案が可決、成立しましたので情報提供します。

この法律改正により、これまで認められていなかった成年後見制度による被後見人の選挙権及び被選挙権が認められることになりました。

対象となる選挙は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙と憲法改正の国民投票です。

今回の改正は、今年 3 月の東京地裁における「被後見人の選挙権を認めないことは憲法違反」との判決を受けて、議員立法により提出された議案が可決されたものです。

この法律では、併せて投票時の不正防止策として、代理投票における補助者の要件や不在者投票の立会者に関する規定が見直されました。判断能力の乏しい障害者の場合の代理投票や不在者投票時におけるコミュニケーションの方法や意思確認が困難な場合における具体的な方法等については、今後、政令や省令で定められると思われま

す。この改正法律は、公布の日から 1 か月を経過した日から施行されることとなっています。この経過期間中に選挙人名簿の見直しが各市町で行われ、7 月 21 日に予定されている参議院議員選挙に間に合わせるとされています。

なお、成年後見制度による被保佐人、被補助人は従前から選挙権及び被選挙権が認められており、この度の制度改正による変更はありません。

おって、これらの情報提供の度に、会員の皆様への周知をお願いしているところですが、一部の会員から「不十分」との声も寄せられていることから、各支部長におかれましてはあらゆる機会を設けて周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

さらにこの情報は当会のホームページに掲載していることを申し添えます。

【添付資料】

資料 1 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案」(衆議院提出) 要旨

資料 2 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案」